



労働者の方へ臨時生活安定資金・福利厚生資金貸付

町では、労働者の方に、臨時生活安定資金・福利厚生資金の貸付を行っています。不時の出費や教育資金、生活資金にご活用ください。

【臨時生活安定資金】

貸付目的	対象者
①余市町内に居住する季節労働者を対象とし、病気や災害、その他日常生活の不時の出費のための一時金の貸付	①雇用保険法短期雇用特例被保険適用者および適用予定者でありかつ被扶養者を有する世帯主とし、本人または、被扶養者が現に余市町に居住し、転出の予定がない方
②上記以外の労働者で、企業倒産による一時的な生活安定のため一時金の貸付	②上記以外の労働者で、雇用保険法適用者および適用予定の一般被保険者でありかつ被扶養者を有する世帯主とし、本人または、被扶養者が現に余市町に居住し、転出の予定がない方
貸付額・受付期間 貸付利息 償還方法 保証人 申込受付場所 貸付決定	1人1件に限り5万円以上20万円以内・随時 年利3.00%以内（令和7年4月1日現在） 20か月以内（据置期間あり） 原則として2人 事業主が保証人の場合は1人でも可（ただし小樽市、北後志管内の事業所に勤務されている方で、取扱金融機関（北海道信用金庫余市支店）が認めた場合） 商工観光課窓口 町および取扱金融機関において資格要件、貸付の可否について審査を行い決定

【福利厚生資金】

貸付目的	対象者
余市町内に居住する労働者の家庭経済負担の緩和を図るため、教育資金、生活資金の貸付	余市町内に1年以上住所を有する労働者で、町税を完納し、同一事業所に1年以上勤務し、今後も引き続き勤務する方で、前年の年収が150万円以上で、取扱金融機関の貸付条件に該当する方
貸付額・受付期間 貸付利息 償還方法 申込受付場所 貸付決定	1人1件に限り50万円以内・随時 教育資金 年利3.16%（令和7年4月1日現在。別途保証料が必要） 生活資金 年利3.61%（同上） 5年以内、元利均等月賦償還（半年賦償還併用可） 北海道労働金庫小樽支店（☎0134-23-3238） 取扱金融機関において貸付の可否について審査を行い決定

問合せ 商工観光課 商工労政係 ☎21-2125



カスタマーハラスメント防止にご協力をお願いします！

北海道では、令和7年4月1日から北海道カスタマーハラスメント防止条例が施行されました。

カスタマーハラスメントとは、顧客などから従業員に対して行われる、暴言や過度な要求など、社会通念上不相当な言動のことを指します。これにより従業員の心身に悪影響が生じたり、事業活動の継続に支障が出る事例も報告されています。

この条例では、道民・顧客・事業者などがそれぞれの立場でカスタマーハラスメントを防止する役割を果たし、安心して働ける・暮らせる社会をつくることを目指しています。

また、条例に基づいて策定されたカスタマーハラスメント防止指針では、ハラスメント行為の具体例や、事業者・顧客が気を付けるべき点、対応方法なども示されています。

本町においても、条例の指針の趣旨を踏まえ、町民の皆さんや町内事業者の方々への周知・啓発に取り組んでいきます。誰もが安心して暮らし、働くことができる社会の実現に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ 商工観光課 商工労政係 ☎21-2125